

議案第92号

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年あきる野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の70」を「100分の75」に改める。

第2条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の75」を「100分の72.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。